

令和8年度 徳島市総合計画2025評価委員会
委員名簿

氏 名	所 属 等
飯田 博司 ^{イイダ ヒロシ}	徳島商工会議所 専務理事
兼子 知世 ^{カネコ チセ}	公益財団法人徳島経済研究所 研究員
岸田 侑 ^{キシダ ユウ}	徳島市まちづくり協働プラザ マネージャー
小田切 康彦 ^{コタギリ ヤスヒコ}	徳島大学大学院 教授
坂田 千代子 ^{サカタ チヨコ}	株式会社あわわ 会長
土橋 秀美 ^{ツチハシ ヒデミ}	徳島県社会保険労務士会 会長
松村 豊大 ^{マツムラ トヨタ}	徳島文理大学 教授
三木田 尚美 ^{ミキタ ヒサミ}	四国大学 准教授

(50音順、敬称略)

徳島市総合計画 2025 評価委員会設置要綱

（設置）

第1条 徳島市総合計画 2025（以下「総合計画」という。）の実効性を高めるため、徳島市総合計画 2025 評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総合計画の評価等に関すること
- (2) その他総合計画の推進に関すること

（組織等）

第3条 委員会は、委員 8 人程度で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員のうちから市長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面により意見を求めることができる。
- 4 会議に出席できない委員は、あらかじめ協議事項に係る意見等を記した書面を提出することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 10 日から施行する。